

14.12.12
220

第

1426

大正拾四年拾貳月九日

大阪支所長代理

龜井信



財團法人協調會大阪支所

總務部長 添田敬一郎 殿

別子銅山鑛夫歎願書提出之件

別子銅山ニ急行セル加藤勘十、大矢省三等ハ別子勞働組合ト協議
ノ上左ノ通り歎願書ヲ提出シタ。

左記

歎願條項

- (一) 特價品ノ復活 (但シ本番賃金ハ從前通り)
- (二) 給與米ハ稼働日數ノ制限ナク一月一人宛三斗ヲ支給サレタキ
- コト
- (三) 兵役ニ關スル件